

私立大学図書館協会西地区部会東海地区協議会会則

(根 拠)

第1条 本会は、私立大学図書館協会西地区部会各地区協議会細則第2条第1項により、東海地区協議会と称し、事務局を東海地区協議会理事校に置く。

2 理事校は、本会の代表校となる。

(組 織)

第2条 本会は、愛知、岐阜、三重、三県の私立大学図書館協会加盟館で組織する。

(目 的)

第3条 本会は、本会加盟館の発展と相互協力を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、第3条の目的を達するために次の事業を行なう。

- (1) 東海地区協議会研究会の設置・運営
- (2) 東海地区協議会図書館管理・運営実務責任者会議の設置・運営
- (3) その他常任幹事会において必要と認めるもの

(常任幹事会)

第5条 本会に常任幹事会をおき、会務を執行する。

2 常任幹事会は次の役員校で組織し、幹事長校には理事校を充てる。

- (1) 東海地区協議会理事校
- (2) 東海地区協議会研究会運営委員会委員長校
- (3) 東海地区協議会研究会運営委員会幹事校
- (4) 東海地区協議会監事校
- (5) その他理事校が必要と認めるもの

第6条 常任幹事会は、幹事長校が招集し、その議長となる。

2 常任幹事会は、年1回以上開催する。

3 幹事長校は、役員校の三分の一以上の請求があるときは、臨時に常任幹事会を召集しなければならない。

(監事校)

第7条 本会に監事校を置く。

2 監事校は、本会の会計を監査し、その結果を総会に報告しなければならない。

3 監事校は、前東海地区協議会理事校をもって充てる。

(総 会)

第8条 本会の定時総会は年1回とし、必要に応じて臨時総会を開催することができる。

2 総会は加盟館の過半数の出席をもって成立する。

3 常任幹事会が必要と認めたとき、又は加盟館の三分の二以上の請求があるときは、臨時に総会を開催しなければならない。

第9条 総会の議決は、出席加盟館の三分の二以上の賛成をもって有効とする。

2 総会の議決権は、各加盟館1票とする。

(会 計)

第10条 本会の経費は、会費、部会交付金、その他の収入をもって充てる。

2 会費の額は別に定める。

第11条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(補 足)

第12条 この会則に定めるもののほか、常任幹事会、研究会等の運営に関して必要な事項は、常任幹事会、研究会等において定めることとする。

(会則の改廃)

第13条 本会則の改廃については、常任幹事会において原案を作成し、東海地区協議会総会の承認を得るものとする。

附 則

- 1 この会則は、昭和58年5月20日から施行する。
- 2 この会則の改正は、平成元年5月25日から施行する。
- 3 この会則の改正は、平成3年6月5日から施行する。
- 4 この会則の改正は、平成5年6月4日から施行する。
- 5 この会則の改正は、1999年5月28日から施行する。
- 6 本会則は、2003年5月30日から施行する。
- 7 本会則は、2005年5月24日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この会則は、2009年4月1日から施行する。